

**Q 4 : 「栃木県いじめ防止基本方針」の改定のポイントを教えてください。**

A : 平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本県では、平成26年4月に「栃木県学校いじめ防止基本方針」(以下「県基本方針」)を策定し、いじめ防止に向けた取組を推進してきた。

国は、「いじめ防止のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)を平成29年3月に改定し、地方公共団体、学校の設置者及び学校に対し、速やかに必要な措置を講じ、取組を進めるよう求めた。また、「県基本方針」においても、「策定から3年の経過を目途として、国の状況等を勘案して見直しを検討し、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としている。これらを踏まえ、本県におけるいじめの防止等対策のより一層の強化・推進を図っていくことを目的として、平成29年12月に「県基本方針」の改定が行われた。各小・中学校においては、国や県及び市町の基本方針を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」の改善を図ることが求められている。

以下に、「県基本方針」の中から、「県立学校及び私立学校が実施する施策」等についての主な改定のポイントを示す。

**1 いじめの認知について**

改訂前	いじめから「けんかは除く」
改訂後	けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

**2 「学校いじめ防止基本方針」の策定について**

各学校が、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるよう求めた。

**(1) 「学校いじめ防止基本方針」を定める意義**

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- いじめた児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめた児童生徒への支援につながる。

**(2) 「学校いじめ防止基本方針」の内容**

「学校いじめ防止基本方針」に盛り込むことが望ましい内容について見直した。

- 学校いじめ防止プログラム(年間指導計画や行動計画等)
- 早期発見・事案対処マニュアル
- いじめた児童生徒への対応方針
- 学校いじめ対策組織の活動内容
- 学校いじめ防止基本方針の点検時期や方法

**(3) 「学校いじめ防止基本方針」の評価**

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けるよう求めた。

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- 定期的・必要に応じたアンケートの実施
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- 個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施 等

#### (4) 「学校いじめ防止基本方針」策定上の留意点及び周知

- 保護者、地域住民、関係機関等との協議と連携
- 児童生徒の主体的かつ積極的な参加
- 「学校いじめ防止基本方針」の周知
  - ・各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を確認できるような措置を講ずる。
  - ・必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### 3 「学校いじめ対策組織」の役割について

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む上での中核を担う存在である。以下のとおり、役割が示された。

#### 【未然防止】

- いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくり

#### 【早期発見・事案対処】

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめに係る情報の迅速な共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- いじめられた児童生徒に対する支援やいじめた児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携・対応

#### 【「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組】

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修を企画し、計画的に実施
- 「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかについての点検や見直し（PDCAサイクルの実行）
- 「学校いじめ対策組織」の周知
  - 例)・全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する。
  - ・児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているか否かを調査する。

### 4 いじめに対する措置について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があることを新たに示した。

- いじめに係る行為が相当の期間止んでいること
  - いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
- いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

### 5 重大事態への対処について

いじめの重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い」・「いじめによる不登校の疑い」）については、「県基本方針」（改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.3 文部科学省）に則った対処を行うことを求めた。

#### 【参考資料】

- |                                       |          |       |
|---------------------------------------|----------|-------|
| ・「栃木県いじめ防止基本方針」（平成26年4月）（改定）          | H29.12   | 栃木県   |
| ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 最終改定） | H29.3.14 | 文部科学省 |
| ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」              | H29.3    | 文部科学省 |
| ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 施行）         | H25.9.28 | 国     |